

情報公開 の流れ

～ 市政について疑問に思うことはありませんか？ ～
～ 市民の皆さんとよりよい市政を目指しましょう！ ～

開示請求者

※誰でも請求できます。

〇〇はどうなっ
ているの？

市が行っている〇〇
について知りたい！

来庁・郵送

市役所

全ての部署で
※仮受付（相談）・受付
いたします。

※請求文書が漠然としている場合等については、
文書を特定する必要があるため仮受付（相談）
の段階で補正を求めます。
その際は、補正を終えてからが正式な受付と
なります。

【 担 当 課 】

開示決定

一部開示又は
不開示決定

< 決定に不服がある場合 >

【 審 査 会 】

南九州市情報公開・
個人情報保護審査会

諮 問

答 申

【 担 当 課 】

不服申立

再決定